議第13号

高島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和3年3月1日

高島市長 福 井 正 明

高島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

高島市道路占用料徴収条例(平成17年高島市条例第263号)の一部を 次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第2条関係)

	占用物件	単位	占用料(円)
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	4 2 0
第1項第1	第2種電柱		6 5 0
号に掲げる	第3種電柱		880
工作物	第1種電話柱		3 8 0
	第2種電話柱		6 1 0
	第3種電話柱		8 3 0
	その他の柱類		3 8
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	4
	地下に設ける電線その他の線類	つき1年	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	3 7 0
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	2 3 0
		ートルにつき1年	
	 変圧塔その他これに類するものお	1個につき1年	760
	よび公衆電話所		
	郵便差出箱および信書便差出箱		3 2 0
	広告塔	表示面積1平方メ	960
		ートルにつき1年	

1				-
	その他のもの		占用面積1平方メ	7 6 0
			ートルにつき1年	
法第32条	外径が0. () 7メートル未満のも	長さ1メートルに	1 6
第1項第2	の		つき1年	
号に掲げる	外径が0. (07メートル以上0.		2 3
物件	1メートルオ	に満のもの		
	外径が0.]	レメートル以上0.1		3 4
	5メートルヺ	に満のもの		
	外径が0.]	15メートル以上0.		4 5
	2メートルヺ	未満のもの		
	外径が0.2	2メートル以上0.3		6 8
	メートル未満	鵲のもの		
	外径が0.3	3メートル以上0.4		9 1
	メートル未満	鵲のもの		
	外径が0. 4	1メートル以上0.7		1 6 0
	メートル未満	歯 のもの		
	外径が0.7	7メートル以上1メー		2 3 0
	トル未満のも	5 D		
	外径が1メ-	ートル以上のもの		4 5 0
法第32条第1項第3号および第4号に掲げ			占用面積1平方メ	7 6 0
る施設			ートルにつき1年	
法第32条	地下街およ	階数が1のもの		Aに0. 005を
第1項第5	び地下室			乗じて得た額
号に掲げる		階数が2のもの		Aに0. 008を
施設				乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗
				じて得た額
	上空に設ける通路			4 8 0
	地下に設ける通路 その他のもの			2 9 0
				7 6 0
法第32条	祭礼、縁日その他の催しに際し、		占用面積1平方メ	1 0
第1項第6	一時的に設けるもの		ートルにつき1日	
号に掲げる	その他のもの		占用面積1平方メ	9 6

施設			ートルにつき 1 月	
道路法施行	看板(アー	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ	9 6
令(昭和2	チであるも		ートルにつき 1 月	
7年政令第	のを除く。	その他のもの	表示面積1平方メ	960
479号。)		ートルにつき1年	
以下「令」	標識		1本につき1年	6 1 0
という。)	旗ざお	祭礼、縁日その他の	1本につき1日	1 0
第7条第1		催しに際し、一時的		
号に掲げる		に設けるもの		
物件		その他のもの	1本につき1月	9 6
	幕(令第7	祭礼、縁日その他の	その面積1平方メ	1 0
	条第4号に	催しに際し、一時的	ートルにつき 1 日	
	掲げる工事	に設けるもの		
	用施設であ	その他のもの	その面積1平方メ	9 6
	るものを除		ートルにつき 1 月	
	< 。)			
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	960
		その他のもの		4 8 0
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メ	7 6 0
			ートルにつき1年	
令第7条第	4 号に掲げる	工事用施設および同	占用面積1平方メ	9 6
 条第5号に掲げる工事用材料			ートルにつき 1 月	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同				7 6
条第7号に	掲げる施設			
令第7条第	トンネルの」	上または高架の道路の	占用面積1平方メ	Aに0. 019を
8 号に掲げ	路面下(当該	亥路面下の地価を除く	ートルにつき1年	乗じて得た額
る施設	。)に設けるもの			
	上空に設ける	3 t 0		Aに0. 023を
				乗じて得た額
	<u></u> - 地下 (トン	階数が1のもの		Aに0. 005を
	ネルの上の			乗じて得た額
	地下を除く	階数が2のもの		Aに0.008を
	。) に設け			乗じて得た額

	<u> </u>	
	るもの 階数が3以上のもの	Aに0.01を乗
		じて得た額
	その他のもの	Aに0. 033を
		乗じて得た額
令第7条第	育 建築物	Aに0.019を
9号に掲げ	Ť	乗じて得た額
る施設	その他のもの	Aに0.013を
		乗じて得た額
令第7条第	建築物	Aに0. 023を
10号に非		乗じて得た額
げる施設は	さその他のもの	Aに0.013を
よび自動車	声	乗じて得た額
駐車場		
令第7条第	育 トンネルの上または高架の道路の	Aに0.019を
1 1 号に非	曷 路面下に設けるもの	乗じて得た額
げる応急値	豆 上空に設けるもの	Aに0.023を
設建築物		乗じて得た額
	その他のもの	Aに0. 033を
		乗じて得た額
令第7条第	第12号に掲げる器具	Aに0. 033を
		乗じて得た額
政令第7	トンネルの上または自動車専用道路	Aに0.019を
条第13	(高架のものに限る。) の路面下に	乗じて得た額
号に掲げ	設けるもの	
る施設	上空に設けるもの	Aに0. 023を
		乗じて得た額
	その他のもの	Aに0. 033を
		乗じて得た額
<i>1</i> →	Hil	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料(占用許可の期間が令和

3年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあっては、令和3年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。